二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者

イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　会社と係争中である者

チ　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

リ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

ヌ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

ル　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

ヲ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

ワ　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者

カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者

三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者

⑵　入札書の受領期限までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

①　商業登記簿謄本の写し

②　直近の財務諸表類

③　納税証明書の写し（書式その３・その３の２・その３の３のうち、いずれか一枚）（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該支社等の長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。）

④　会社の経歴を記載した書類

⑶　入札書の受領期限から開札の日までの期間に資格登録停止又は取引停止を受けている期間中でないこと。

⑷　当該購入等に関し過去に同種機械の納入実績もしくは製造実績のいずれかを有すること。

なお、製造実績は同種機械の主体的部分の実績とする。

・同種機械：「維持補修用機械標準仕様書（平成28年８月）中日本高速道路株式会社」による標識車（A）、又は同標識車（A）と同等の機械

・主体的部分：架装（表示装置）

⑸　納入場所において、当該機械の運転及び取扱について下記に示す技術者による技術指導が出来ることを証明した者であること。

・求める技術者の資格：二級ジーゼル自動車整備士取得後実務経験５年以上

⑹　当該購入等に関し緊急時のアフターサービス・部品供給体制は、車両納車後から車両廃車時までの期間に下記に示す体制が確保出来ることを証明した者であること。

・求めるアフターサービス体制

①　直営工場もしくは協力会社工場が納入場所から24時間以内に到着できるところに１箇所以上確保していること。なお、協力会社工場等の場合は協力会社工場であると証明できる契約書などの書類提出ができること。

②　上記工場が国土交通省令等で定められた「普通自動車分解整備事業者」であること。

③　故障発生時緊急時の技術者の連絡体制及び派遣体制が確立された者であること。

・求める部品供給体制

①　一括対応できる窓口があること。

②　納車後部品供給年数が10年以上であること。

③　消耗品等（軽微故障）の部品調達に要する時間が24時間以内であること。

⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒192―8648 東京都八王子市宇津木町231

中日本高速道路株式会社　八王子支社　総務企画部　経理・契約課　電話042―691―1171

⑵　入札説明書等の交付方法

①　交付期間　入札公告日から令和２年５月８日（金）まで

②　交付方法　入札情報公開システム（当社ホームページに掲載）にデータをアップロードして交付する。

（ＵＲＬ）https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006200600

なお、データのダウンロードにはパスワードが必要となるので、入札参加希望者は電子メールでパスワードの送付を依頼すること。

パスワード送付希望受付アドレス：hachioji.tosyokoufu@c-nexco.co.jp

上記アドレス宛に「希望する案件名」「会社名」「代表者名」「住所」「連絡先（ＴＥＬ／ＦＡＸ）」「担当者名」「送付希望先メールアドレス」を記載の上、パスワードの送付を依頼すること。

また、入札公告及び設計図書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札情報公開システムにて掲載する。

⑶　入札書の受領期限等

①　受領期限　令和２年５月８日（金）午後４時まで（ただし、郵便による入札の場合については、書留郵便とし、同日同時刻迄必着のこと。）

②　提出方法　持参又は郵送すること。（電送による入札は認めない。）

⑷　開札の日時及び場所

①　日時　令和２年５月28日（木）午前11時00分

②　場所　中日本高速道路株式会社八王子支社１階入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。